

報告会社 御中

一般社団法人

近畿ブロック昇降機等検査協議会



令和8年9月分 受付状況ご通知（月報）

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、9月度の受付台数は14,563台で前年同月比100.1%です。

つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 昇降機等定期検査実務要綱・昇降機定期検査報告書作成要領の配布について（再掲載）

令和8年8月にご案内させていただきました「昇降機等定期検査実務要綱・昇降機定期検査報告書作成要領」の配布については現在在庫に若干の余裕がありますので、ご要望の報告会社様は添付の別紙1「実務要綱・作成要領 申請書」をメールまたはFAXでご連絡いただきますようお願いいたします。

尚、申請数が在庫数に達した場合は締め切らせていただきます。また送料については着払いとさせていただきますので了承願います。

2. 既存不適格判定基準の変更文記入について

業務基準書2025年版発刊に伴い、判定基準が変更となったものに対し令和7年7月1日受付分より既存不適格判定を変更する際には特記事項欄外への変更文を記入不要としていましたが、実施より1年が経過しましたので、令和8年11月1日受付分より既存不適格判定が変更となる場合は、全ての既存不適格判定変更に対して特記事項欄外への変更文を記入していただきますようよろしくお願いいたします。

また既存不適格以外の変更についても変更文が必要となりますので重ねてご注意願います。

参考：令和7年6月10日発行月報【令和7年5月月報】「3. 既存不適格判定基準の変更について」をご参照ください。

3. 定期検査報告書(第一面)について

定期検査報告書を協議会に提出した後、所有者・管理者が変更となった等の理由により、報告書(第一面)の差し替えに関する問い合わせをいただくことがあります。令和8年8月月報「3. 定期検査報告書、提出後の返却期間について」にてお知らせしました通り、返却可能な期間内であれば返却が可能ですので対応させていただきます。（協議会にて差し替えはいたしません）

返却可能期間を過ぎたものについては対応できませんので再度ご注意願います。

なお、上記期間を過ぎたの(第一面)の変更については異動届をご提出いただきますようよろしくお願いいたします。

以上